

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財 内閣府、総務省、法務省、
経済産業省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）

改正案

現行

<p>（本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等）</p> <p>第五条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる特定取引の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 令第八条第一項第一号タ若しくはムに掲げる取引又は同項第五号に定める取引（当該貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。） 国籍及び旅券等の番号</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（本人確認記録の保存期間）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項に規定する「取引終了日」とは、次に掲げる本人確認記録を作成した取引の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>一 令第八条第一項第一号イからへまで、チから又まで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（媒介又は代理を除く。）、カ（媒介を除く。）若しくはソからラまでに掲げる取引、同項第二号イ、第三号イ、第五号イ若しくは第六号イ</p>	<p>（本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等）</p> <p>第五条（同上）</p> <p>一 令第八条第一項第一号タ若しくはラに掲げる取引又は同項第五号に定める取引（当該貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。） 国籍及び旅券等の番号</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（本人確認記録の保存期間）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 令第八条第一項第一号イからへまで、チから又まで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（媒介又は代理を除く。）、カ（媒介を除く。）若しくはソからナまでに掲げる取引、同項第二号イ、第三号イ、第五号イ若しくは第六号イ</p>
--	--

に掲げる取引又は令第十条第一号に掲げる取引 当該取引に係る
契約が終了した日

二 令第八条第一項第一号ト、ル（媒介又は代理を行うことを内容
とする契約に限る。）、ヲ、ワ（媒介又は代理に限る。）、カ（
媒介に限る。）、ヨからしまで、ム若しくはウに掲げる取引、同
項第二号口若しくは第三号口に掲げる取引、同項第四号に定める
取引、同項第五号口若しくは第六号口に掲げる取引又は令第十条
第二号に掲げる取引 当該取引が行われた日

3

（略）

に掲げる取引又は令第十条第一号に掲げる取引 当該取引に係る
契約が終了した日

二 令第八条第一項第一号ト、ル（媒介又は代理を行うことを内容
とする契約に限る。）、ヲ、ワ（媒介又は代理に限る。）、カ（
媒介に限る。）、ヨからしまで、ラ若しくはムに掲げる取引、同
項第二号口若しくは第三号口に掲げる取引、同項第四号に定める
取引、同項第五号口若しくは第六号口に掲げる取引又は令第十条
第二号に掲げる取引 当該取引が行われた日

3

（略）